

QSK

なんくるないさ～

No.124

大切な法律ができました。

今号では 『障害者差別解消法について』 お知らせします。

法律の目的

この法律は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。正式には「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」といい、平成28年4月から施行されました。

こんなことで困っていませんか？

障がいのあることで障がいのない人たちとは違う扱いを受けて困った、自分の障がいに合った必要な工夫ややり方をしてもらえなかったことはありませんか？

「障がいを理由とする差別」の禁止

障害者差別解消法では、「障がいを理由とする差別」の禁止として、次のように定めています。

不当な差別的取り扱いの禁止

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることをしてはいけません。

(例)

- ◇障がいがあることを理由に、施設の利用や習い事の入会を断ること。
- ◇障がいがあることを理由に、バスやタクシーの乗車を断ること。
- ◇車イスを利用していることが理由で、飲食店の入店を断ること。
- ◇アパートの契約をするとき、「私には障がい者あります」と伝えたと、障がいがあることを理由にアパートを貸してくれなかった。

合理的な配慮の提供

障がいのある方から何らかの配慮を求められた場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。

(例)

- ◆筆談、文章の読み上げ、ゆっくりと丁寧な説明など、障がいの特性に応じたコミュニケーションの方法を工夫して、情報をうまく提供できるような配慮をすること。
- ◆案内表示の文字を大きくするとともに、弱視の方や色覚障がい者の方にも配慮した色の組み合わせにすること。

嫌なことや困ったことが起こった時には？

問1 障がいのことで差別されたら、まずどうしたらいいですか？

答え 役所で相談を受け付けてくれる窓口があります。相談して下さい。

問2 差別した会社・お店などは、どうなるの？

答え 会社・お店などの場合は、障がいのある人にどのような対応をしたか、役所に説明するように求められたり、差別をしないように注意をされることがあります。

問3 近所の人から差別的なことを言われました。その人は罰を受けないのでしょくか。

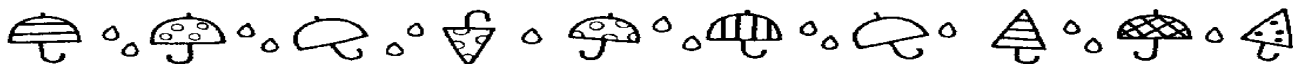
答え 障害者差別解消法が禁止しているのは、役所や会社・お店などによる差別です。この法律が、一人ひとりのすることや考えを罰することはありません。

障がいのある人への差別がなくなるよう、国や都道府県または市町村は、障がいや障がいのある人について、国民が理解を深められるような取り組みをしなければなりません。



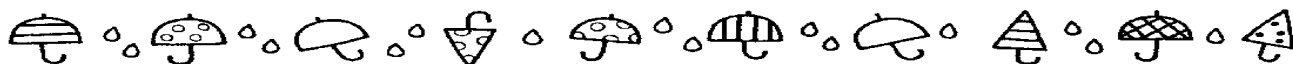
障がいを抱える私と住民である私にできること

障害者差別解消法の目的を理解し、豊かな共生社会を実現するために、助け合いましょう。



梅雨時期こそ気をつけたい食中毒〜家でもできる食中毒対策〜

- ④ 新鮮な食材を使う ②適切な保存 ③適切な解凍
- ④調理前や食事前には、しっかりていねいに手を洗う 飲み物をいれるとき、コップ、スプーン、氷をコップにいれるトング、製氷器など触る前にも手洗いを
- ⑤包丁やまな板を清潔に ⑥十分に加熱する
- ⑦温かいものは温かいうちに、冷たいものは冷たいうちに食べる



照明工事のお知らせ

6月下旬に、なんくる照明工事を予定しております。
くわしい工事の日程は、おってお知らせいたします。

工事に際し、皆様のご協力をよろしく
お願い申し上げます。



なんくるを現在利用している方、今後利用を考えている方へ

なんくるを利用するにあたって、利用同意・契約書の記入をお願いいたします。記入に際し、職員からの説明もまじえて30分～1時間程度の時間を要します。まずは、事前の日程調整(予約)を電話等で、お願いします。

★支援センターなんくるサービス内容についての説明

★利用にあたってのルールの説明

なんくるをよりよく利用していただくために、ご協力をよろしくお願いします。

☆憩いの場の利用には、1年ごとに契約が必要です☆

利用者のコーナー

今回は、「パソコンコーナーに新しいヘッドホン!!」です。

5月の利用者ミーティングでも議題にあがったヘッドホン問題。セロテープで補強したり、音質の悪さ、使い心地が悪いと評判でした。そして、皆さんからが意見を出して下さったので、上等なヘッドホンに変更できました♪



早速、感想を頂きました。
「音がクリア!!」「かっこいいね。」と感想がありました。

利用者ミーティングは、憩いの場の改善提案やイベントの企画など、気軽に意見交換をする場です。毎月第1・3水曜日午後2時～開催しています。

6月の利用者ミーティングは

1日(水)・15日(水)午後2時～予定しています。

お知らせコーナー 「ぴあサポートなーふぁ」に決定!!

ピア活動グループの名称が「ぴあサポートなーふぁ」に決定しました。名前を決めるにあたって、利用者みなさんには、清き一票を投じていただき、ありがとうございました。素敵な名前になりました。

そして、「ぴあサポートなーふぁ」では、定期的に茶話会を開催しています。

6月は、14日(火)午後2時～3時に、なんくる憩いの場にておこないます。「ぴあサポートなーふぁ」に未登録でも、オブザーバーとして参加可能です。

「ピア活動ってなに?」と興味がわいた方は、一度参加してみませんか。





6月・7月の予定表



日	月	火	水	木	金	土
29	30	31	6/1	2	3	4
			午後2時 利用者ミーティング			午後2時半つどい
5	6	7	8	9	10	11
	正午 ヨガ教室					午前10時半クッキング会 午後2時半つど
12	13	14	15	16	17	18
		午後2時 ピア茶話会	午後2時 利用者ミーティング	午後2時 オセロ大会		午後2時半つどい
19	20	21	22	23	24	25
	正午 ヨガ教室			慰霊の日		午前10時半クッキング会 午後2時半つどい
26	27	28	29	30	7/1	2
						午後2時半つどい
3	4	5	6	7	8	9
	正午 ヨガ教室		午後2時 利用者ミーティング			午前10時半クッキング会 午後2時半つどい
10	11	12	13	14	15	16
		午後2時 ピア茶話会		午後2時 オセロ大会		午後2時半つどい
17	18	19	20	21	22	23
	海の日		午後2時 利用者ミーティング			午前10時半クッキング会 午後2時半つどい

※「統合失調症を考える会」は、しばらくの間お休みしております。再開が決定しましたら、お知らせいたします。よろしくお願ひします。

※上記のプログラムに参加される場合は、ご連絡ください。変更がある場合がございます。

※参加人数によっては、開催しない場合もあります。

※プログラムによっては参加費が必要なものもあります。お気軽にお問合せください。

編集：那覇市精神障がい者地域生活支援センターなんくる 施設長 兼浜 克弥
〒902-0077 沖縄県那覇市長田 1-24-27 電話:098-836-6970 FAX:098-836-6977
ブログ:「なんくるシーサー」 E-mail chiiki_nankuru@yahoo.co.jp 定価:100円(会費等を含む)
発行：九州障害者定期刊行物協会 〒810-0001 福岡県中央区天神 1-16-1 毎日福岡会館7階

【編集後記】

最近文字が読みづらい。メガネ屋さんで相談したら「誰もが通る道です」と老眼を素敵に表現されました。(か) あっという間に今年も半分過ぎます。半年分の厄払いをする和菓子「夏越し」を食べなきゃ!!(す) 「まくとうそーけー、なんくるないさ」私は日々まっとうに生きているだろうか?と考える機会がありました。(は)